

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	センス・トラスト株式会社 (SENSE TRUST Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今中 康仁
【本店の所在の場所】	大阪市北区大深町5番54号 グラングリーン大阪 南館 パークタワー9階
【電話番号】	06-4792-7158
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 山下 竜一郎
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	センス・トラスト株式会社 https://sense-trust.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期(中間)	第5期	第6期
会計期間	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (千円)	19,324,297	7,696,501	26,257,742
経常利益 (千円)	862,420	518,165	1,532,618
中間(当期)純利益 (千円)	616,393	366,959	1,097,482
純資産額 (千円)	2,260,511	796,635	1,794,117
総資産額 (千円)	27,475,952	8,191,970	16,699,212
1株当たり純資産額 (円)	2,260.51	796.63	1,794.11
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	10,000.00 (-)	15,000.00 (-)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	616.39	366.96	1,097.48
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	8.2	9.7	10.7
自己資本利益率 (%)	30.4	59.8	84.7
株価収益率 (倍)	-	-	-
配当性向 (%)	-	27.3	13.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△9,915,357	△2,340,063	△5,733,258
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△284,103	△307,923	△611,502
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,775,375	2,769,955	6,651,345
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	349,228	466,729	773,314
従業員数 (人)	84 (2)	27 (-)	56 (2)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第5期および第6期中間財務諸表については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 第7期(中間会計期間)の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 第6期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人アヴァンティアの監査を受けております。第7期(中間会計期間)の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人アヴァンティアの期中レビューを受けております。なお、第5期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期事業年度の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
9. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中

間（当期）純利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、株式分割後では第5期は100円、第6期は150円となります。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

主要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
84(2)	32.1	1.0	29,460

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）は、当中間会計期間の平均人員を（）外数で記載しております。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は、不動産買取再生事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

5. 従業員数が当中間会計期間において、28名増加したのは、主として事業の拡大に伴う採用によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、高水準な賃上げや金融政策の正常化への動きを背景に、緩やかな回復基調が見られました。その一方で、米国による関税引き上げや物価上昇の影響により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社は「想像を超える、未来の創造」というビジョンのもと、独自のロケーションセンスとマーケットインサイトを駆使し、選び抜いたエリアでのプロジェクトを展開しています。これにより、多様な案件に柔軟に対応ができ、競争優位性を生むプロジェクトを迅速かつ高品質で実現しています。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は19,324,297千円、営業利益1,258,578千円、経常利益862,420千円、中間純利益616,393千円となりました。

なお、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期の数値及びこれに係る増減率等の比較分析は行っておりません。

また、当社は不動産買取再生事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ424,085千円減少し、349,228千円となりました。なお、当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、9,915,357千円の支出となりました。これは主に、税引前中間純利益853,480千円、棚卸資産の増加による支出10,604,857千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、284,103千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出334,782千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果、9,775,375千円の収入となりました。これは主に、短期借入金の純増加額6,012,752千円、長期借入れによる収入8,462,423千円、長期借入金の返済による支出4,297,705千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は不動産買取再生事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

区分	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比(%)
不動産買取再生事業(千円)	19,324,297	-
合計(千円)	19,324,297	-

(注) 1. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 主な相手別の販売実績につきましては、総販売実績に対して、100分の10以上の相手先がありませんので記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年12月5日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資

者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
大阪本社 (大阪市北区)	本社設備	319,885	2025年7月	本社機能の拡大

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当中間会計期間末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
京都支社 (京都市下京区)	営業事務所 設備	160,000	98,468	自己資金及 び借入金	2025年7月	2025年10月	事業規模の拡大
名古屋支社 (名古屋市中区)	営業事務所 設備	5,000	-	自己資金及 び借入金	2025年8月	2025年10月	営業エリアの拡大
福岡支社 (福岡市博多区)	営業事務所 設備	7,000	1,363	自己資金及 び借入金	2025年8月	2025年10月	営業エリアの拡大
大阪本社 (大阪市北区)	本社設備	70,000	-	自己資金及 び借入金	2026年1月	2026年4月	本社機能の拡大

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

- (注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,700,000株増加し、4,000,000株となっております。
2. 2025年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年9月26日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年9月30日 (注)	990,000	1,000,000	—	100,000	—	—

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(株) I K	東京都渋谷区鶯谷町13-1	510,000	51.00
今中 康仁	ラ・トゥール代官山第D602号室		
小松 圭介	兵庫県芦屋市	282,900	28.29
澤田 人輔	京都市右京区	96,000	9.60
山下 竜一郎	大阪市東淀川区	60,000	6.00
井上 侑亮	大阪府枚方市	29,900	2.99
宮地 彬	大阪市西区	10,000	1.00
糸井 嘉男	東京都世田谷区	10,000	1.00
	東京都新宿区	1,200	0.12
計	—	1,000,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

- (注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、発行済株式総数は990,000株増加し、1,000,000株となっております。
2. 2025年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年9月26日付で定款変更を行い、100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は2025年12月26日に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場いたしましたが、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）においては非上場であったため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は前中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,016,113	620,838
売掛金	3,775	1,500
販売用不動産	12,841,669	22,984,872
仕掛販売用不動産	452,105	864,271
貯蔵品	1,432	5,015
前渡金	929,516	902,319
前払費用	217,613	304,317
関係会社短期貸付金	27,800	8,000
その他	149,322	91,869
流動資産合計	15,639,348	25,783,004
固定資産		
有形固定資産		
建物	120,223	120,299
減価償却累計額	△3,762	△4,401
建物（純額）	116,461	115,897
建物附属設備	44,898	247,518
減価償却累計額	△3,912	△7,420
建物附属設備（純額）	40,986	240,098
車両運搬具	26,183	47,135
減価償却累計額	△11,515	△15,955
車両運搬具（純額）	14,668	31,179
工具、器具及び備品	44,086	167,972
減価償却累計額	△19,895	△36,183
工具、器具及び備品（純額）	24,190	131,788
土地	102,831	102,831
有形固定資産合計	299,137	621,794
無形固定資産		
ソフトウェア	-	43,398
その他	-	472
無形固定資産合計	-	43,870
投資その他の資産		
投資不動産	308,596	305,577
投資有価証券	30,306	38,306
関係会社株式	4,684	4,684
出資金	26,681	30,122
長期前払費用	158,666	291,060
繰延税金資産	98,845	192,144
その他	132,947	165,387
投資その他の資産合計	760,726	1,027,283
固定資産合計	1,059,864	1,692,948
資産合計	16,699,212	27,475,952

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	175,996
短期借入金	7,769,956	14,077,972
1年内返済予定の長期借入金	1,564,961	3,153,698
1年内償還予定の社債	16,600	8,250
未払金	542,969	352,438
未払法人税等	417,786	331,455
前受金	388,146	345,208
預り金	67,162	15,164
賞与引当金	56,275	244,243
その他	23,038	48,930
流動負債合計	10,846,895	18,753,358
固定負債		
長期借入金	3,974,140	6,350,171
長期預り保証金	38,104	52,610
その他	45,954	59,300
固定負債合計	4,058,198	6,462,082
負債合計	14,905,094	25,215,441
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,669,117	2,135,511
利益剰余金合計	1,694,117	2,160,511
株主資本合計	1,794,117	2,260,511
純資産合計	1,794,117	2,260,511
負債純資産合計	16,699,212	27,475,952

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
売上高	19,324,297
売上原価	16,516,851
売上総利益	2,807,445
販売費及び一般管理費	※ 1,548,866
営業利益	1,258,578
営業外収益	
受取利息	682
受取配当金	402
違約金収入	198,500
その他	12,543
営業外収益合計	212,128
営業外費用	
支払利息	371,440
資金調達費	231,482
その他	5,364
営業外費用合計	608,287
経常利益	862,420
特別損失	
固定資産売却損	3,827
固定資産除却損	5,112
特別損失合計	8,939
税引前中間純利益	853,480
法人税、住民税及び事業税	330,387
法人税等調整額	△93,299
法人税等合計	237,087
中間純利益	616,393

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	853,480
減価償却費	83,239
固定資産売却損益 (△は益)	3,827
固定資産除却損益 (△は益)	5,112
支払利息	371,440
資金調達費用	231,482
違約金収入	△198,500
売上債権の増減額 (△は増加)	2,275
賞与引当金の増減額 (△は減少)	187,968
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△10,604,857
仕入債務の増減額 (△は減少)	175,996
貯蔵品の増減額 (△は増加)	△3,582
前渡金の増減額 (△は増加)	△39,147
前払費用の増減額 (△は増加)	△27,791
未払金の増減額 (△は減少)	△194,091
未払費用の増減額 (△は減少)	30,777
前受金の増減額 (△は減少)	△42,938
預り金の増減額 (△は減少)	△51,997
敷金及び保証金の増減額 (△は増加)	12,856
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△38,200
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△124,168
その他	11,943
小計	△9,354,875
利息及び配当金の受取額	1,085
利息の支払額	△343,341
違約金の受取額	198,500
法人税等の支払額	△416,725
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,915,357
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金等の預入による支出	△44,891
定期預金等の払戻による収入	20,570
有形固定資産の取得による支出	△334,782
有形固定資産の売却による収入	87,434
無形固定資産の取得による支出	△18,140
出資金の払込による支出	△3,441
投資有価証券の取得による支出	△8,000
貸付による支出	△8,000
貸付回収による収入	27,800
保険積立金の積立による支出	△1,637
その他	△1,015
投資活動によるキャッシュ・フロー	△284,103
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	6,012,752
長期借入れによる収入	8,462,423
長期借入金の返済による支出	△4,297,705
資金調達費用の支払額	△240,838
社債の償還による支出	△8,350
配当金の支払額	△150,000
その他	△2,906
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,775,375
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△424,085
現金及び現金同等物の期首残高	773,314
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 349,228

【注記事項】

(表示方法の変更)

前事業年度において、「固定資産」の「建物」として表示しておりました「建物附属設備」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。

この表示の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。なお、前事業年度の「固定資産」の「建物附属設備」は44,898千円、「減価償却累計額」は△3,912千円です。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
給与手当	173,238千円
役員報酬	150,900
賞与	168,976
賞与引当金繰入額	244,243
租税公課	328,151

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
現金及び預金勘定	620,838千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△271,609
現金及び現金同等物	349,228

(株主資本等関係)

当中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	150,000	利益剰余金	15,000	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。1株当たり配当額については、株式分割前の実際の配当金の額を記載しており、株式分割後では150円となります。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間末の貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度末の貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、不動産買取再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
大阪本社	9,849,463
京都支社	5,473,772
東京支社	3,671,005
神戸支社	152,966
顧客との契約から生じる収益	19,147,208
その他の収益	177,089
外部顧客への売上高	19,324,297

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	616.39円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益(千円)	616,393
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	616,393
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、当該株式分割が当中間会計期間の期首に行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

当社は、京都支社を移転、名古屋支社及び福岡支社を開設いたしました。
また、本社の増床及び東京支社の移転を予定しております。

(1) 京都支社及び東京支社の移転先、名古屋支社及び福岡支社の設置場所等

京都支社及び東京支社の移転先、名古屋支社及び福岡支社の設置場所等は以下のとおりであります。

(2) 移転先

京都支社 京都市下京区四条通寺町西入奈良物町364番地 中央四条ビル5階

東京支社 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷12階

(3) 支社設置場所

名古屋支社 名古屋市中区一丁目4番27号 ジェムストーン錦ビル9階

福岡支社 福岡市博多区博多駅前一丁目11番14号 博多プレイスワン9階

(4) 移転及び開設年月日

京都支社 2025年10月1日

名古屋支社 2025年10月1日

福岡支社 2025年10月1日

東京支社 2026年2月1日

(5) 増床の予定年月

本社 2026年4月

(6) 業績への影響

移転及び開設に伴う内装工事等の費用は次のとおりです。

事業所名 (所在地)	投資予定金額		着手及び完了予定年月	
	総額 (千円)	既支払額 (千円)	着手	完了
京都支社 (京都市下京区)	160,000	147,965	2025年7月	2025年10月
名古屋支社 (名古屋市中区)	5,000	3,660	2025年8月	2025年10月
福岡支社 (福岡市博多区)	7,000	6,223	2025年8月	2025年10月
東京支社 (東京都千代田区)	55,000	-	2026年1月	2026年2月
大阪本社 (大阪市北区)	70,000	-	2026年1月	2026年4月

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月24日

センス・トラスト株式会社

取締役 会 御中

監査法人アヴァンティア

大阪事務所

指定社員 公認会計士 加藤 大 佑
業務執行社員



指定社員 公認会計士 梶 原 大 輔
業務執行社員



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセンス・トラスト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センス・トラスト株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上